

新生活スタートアップ支援事業

新婚生活を応援します！



住居費や引越費用の
補助があります。



概要

どんな世帯が対象なの？	次の①～⑧の要件を全て満たす世帯が対象となります。 ①令和4年1月1日から令和5年3月31日までに入籍し、ご夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯 ②ご夫婦の所得を合わせて400万円未満の世帯 ③市内の民間賃貸住宅に住所を有する世帯 ④住民登録日前60日以内に賃貸借契約を締結している世帯 ⑤住民登録日から30日以内に補助金の申請をしている世帯 ⑥住民登録日から3年以上本市に定住する意思がある世帯 ⑦他の制度による住居費や引越費用に対する補助を受けていない世帯 ⑧市税を滞納していない世帯	
どんな費用が対象なの？	新居の住居費	賃貸住宅の敷金・礼金、仲介手数料
	新居への引越費用	引越業者や運送業者に支払った引越費用
いくら補助を受けられるの？	住居費と引越費用の合計の1/2(1世帯当たり上限30万円です。)	
申請方法は？	必要な手続や書類について、下記お問い合わせ先にご確認の上、直接申請してください。	



【お問い合わせ先】 射水市役所(大島分庁舎) 観光・定住課
射水市小島703番地 電話番号 0766-51-6676